

令和3年12月1日

御家族様

社会福祉法人興正会  
理事長 小幡美枝子  
(軽費老人ホーム鶴水園)  
(ケアハウス鶴水園)  
(特別養護老人ホーム出水の里)

## 面会制限緩和と面会ルールの新設について（連絡）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて令和2年7月より皆様にご協力をお願いしておりました『面会原則禁止』につきまして、厚生労働省より『可能な限り安全に実施できる方法を検討した上での面会』へ方針転換を行う旨の通知（「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」令和3年11月24日付厚生労働省）が届きました。

よって上記通知に基づき、『面会原則禁止』を緩和するとともに、新たに面会ルールを定めましたので、下記ルールに則った面会についてご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

【新たな面会ルール下での面会期間】

令和3年12月1日～未定

(期間については変更が発生次第速やかにご連絡いたします)

(1) 利用者の条件

- ①健康状態が安定している（発熱、咳、鼻水等の症状が見られない）こと
- ②新型コロナウイルス感染症に感染していないこと
- ③新型コロナウイルスワクチン接種済であること

(2) 面会者の条件

- ①過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症の患者数が一定以上発生している都道府県・国及び地域に居住、勤務又は一定期間以上滞在をしていた者でないこと
- ②過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと。
- ③新型コロナウイルス感染症に感染していないこと（過去に感染し回復した場合には、施設職員へご相談いただくこと）
- ④健康状態に問題がないこと（具体的には面会時にご記入いただく『面会者健康チェックシート』の全てに該当しないこと）
- ⑤新型コロナウイルスワクチン接種済であり、面会時に接種証明書等を提示できること。  
※面会目的で来園される全ての面会者が対象であり、例えば乳幼児等の対面での面会は（ワクチン接種が難しいため）必然的にお断りせざるをえない現状であると考えております。
- ⑥一度にできる面会者数は2名迄（子ども等も含む）と致します。
- ⑦面会時間は15分以内とさせていただきます。よって入館時間は概ね20分以内とさせていただきます。

(3) 面会方法の条件

- ①サージカルマスク（不織布を使用した使い捨てマスク）を持参し、着用して下さい。
- ②施設入館には検温が必要になります。  
(37.1℃以上の場合には入館をお断りいたします)
- ③施設入館時、面会后に手指消毒（アルコール等を準備しております）を行って下さい。
- ④面会者の手指や飛沫等が利用者の目、鼻、口に触れないよう一定の距離を確保するなど配慮に努めて下さい。
- ⑤面会時には換気を十分に行って下さい。
- ⑥面会場所での飲食及び大声での会話は可能な限り控えて下さい。
- ⑦面会時間は 10 時から 17 時までの時間とさせていただきます。
- ⑧面会場所は、同じ部屋に利用者とその面会者しかいない場所に限定させていただきます。具体的には、個室利用者についてはその居室内で面会可能ですが、多床室利用者については、その居室に他利用者の方々もいらっしゃるため、その居室内での面会はお断りさせていただきます。その方々については面談室等の場所に移動しての面会とさせていただきます。
- ⑨入館から面会場所までの往復移動については最小限の移動のみとし、面会場所以外の居室に出入りするなど面会利用者以外の利用者との交流はお控え下さい。
- ⑩面会は事前電話予約制とさせていただきます（上記⑧等の状況を考慮）。  
電話予約受付時間は、8 時 30 分～17 時 30 分（面会当日 9 時まで受付可）とさせていただきます。
- ⑪面会后、一定期間（面会后 2 日～2 週間）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にもその旨を連絡して下さい。

※看取り期にある利用者様への面会については、その都度ご相談の上、面会方式を検討していきたく思います。

※上記面会ルール上、対面での面会が困難であると判断される場合は、引き続き「オンライン面会」「窓越し面会」も行っておりますので、そちらをご活用下さい。

以上